

令和5年度

学校開放事業に係るオンライン利用予約及び
遠隔鍵管理等導入業務仕様書

米子市

令和5年7月

1 業務の名称

学校開放事業のオンライン利用予約及び遠隔鍵管理等導入業務

2 業務の目的

現在、各小中学校体育施設開放事業利用者は各地区の公民館（中学校の体育施設を利用する場合は中学校）に複数回出向いて申請等を行う必要があり、手続きの煩雑さから市民のスポーツ活動の機会を損失している可能性がある。

「誰もがスポーツを楽しめる環境整備」という地域課題を解決し、より多くの市民の運動機会を創出するため、オンライン利用予約、遠隔鍵管理及びキャッシュレス決済を導入し、利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) ハウジング、ホスティングまたはASP等の方式によるオンライン利用予約システム導入に係る作業（システム環境構築、決済サービスとの連携構築、運用テスト、操作研修及びマニュアル作成等）
- (2) 遠隔鍵管理システム導入に係る作業（システム環境の構築、現場での鍵設置作業、操作研修及びマニュアル作成等）
- (3) キャッシュレス決済の導入及びそれに伴う諸手続等に係る作業

5 対象施設

オンライン利用予約の対象施設は米子市立の各小中学校及び米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校の計34校（別表参照）の体育館及びグラウンドとし、遠隔鍵管理の対象施設は、各校の体育館とする。

6 稼働開始予定日

令和6年1月1日

7 記載外事項・疑義

- (1) 仕様書に記載のない事項は、本市と受託者が協議し決定の上、対応する。
- (2) 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、対応する。

8 システム要件

- (1) 基本事項

ア OS、ブラウザの動作環境については、以下のとおりとする。

	PC 環境	スマートフォン環境
ブラウザ	Windows で操作ができること。 (Microsoft Edge 又は Google Chrome)	iOS 及び Android で操作ができること。(Safari 等)

イ ソフトウェアのバージョンアップは、受託者の負担において行うこと。

(2) 環境要件

システム導入形態及び通信回線については、以下のとおりとする。

ア ハウジング、ホスティング、ASP 等の方式によるシステムの導入とする。なお、クラウドは情報の機密性に応じたセキュリティレベルが確保されているサービスを利用すること。

イ クラウドのデータセンターは日本国内に立地し、データの機密性及び安定・安全な運用がなされていること。

ウ 暗号化等のセキュリティ対策を万全に行うこと。

エ 個人情報保護の対策及びセキュリティ対策がとられており、不正アクセス監視を行うこと。

(3) オンライン利用予約システム

ア オンライン利用予約システムと遠隔鍵管理システムが連動し、一体的な利用・運用が可能であること。

イ オンライン利用予約システムの利用者側画面からの予約に対し、予約日時、利用施設に応じて暗証番号を自動発行し、利用者へ通知することができること。

ウ オンライン利用予約システムの管理者側画面からの、職員による予約操作に対しても、暗証番号を自動発行することができること。

エ オンライン利用予約システムによる予約に対して自動発行した暗証番号について、管理者がシステム上で容易に確認できること。

オ 料金の変更、予約コマ数の変更等について、管理者にプログラミング等の専門知識がなくても各種操作を行えること。

カ 利用者に対し、利用日前日等、任意の日時に暗証番号のメール通知が可能であること。

キ オンライン利用予約システムにて自動発行した暗証番号について、有効期間を任意に設定できること。

(4) 遠隔鍵管理システム

ア オンライン利用予約システムと遠隔鍵管理システムとは連携可能であること。

イ オンライン利用予約システムからの予約に対し自動発行された暗証番号を用いて、対象とする鍵の解錠が可能であること。

ウ 各学校の体育館の鍵を対象とすることに代えて、各学校の体育館の鍵を格納する容器を体育館の入口付近に設置し、当該容器の鍵を対象とすることとしても差し支えない。その場合当該容器については容易に持ち運びできないような措置を講じること。

エ 施設管理者が対象施設に整備した Wi-Fi 環境を利用し、インターネットによる管理が可能であること。

オ 解錠の際にスマートフォン等の端末を所持していなくても、暗証番号があれば解錠が可能であること。

カ 停電を伴う有事の際にも、解錠する手段があること。

キ 施設管理者等が解錠するにあたり、マスターキーとなる暗証番号を設定することができること。

(5) キャッシュレス決済

ア オンライン予約完了と同時に利用料金の決済を完了できる手段があること。

イ 利用者のキャッシュレス決済手段として、クレジットカード決済が可能であること。

ウ 利用可能なクレジットカードの種類、他のキャッシュレス手段及びそれぞれの決済手数料又は手数料率(費用見積書及び提案価格内訳書には含めない)等の概要は、事業者において提案すること。

9 システム構築

受託者は、システムの導入にあたり、稼働前に以下の作業を実施する。

項番	作業項目	仕様
1	要件・仕様打合せ、整理	システム設定の基準を説明し、設定条件を決定する。
2	マスターデータの登録	システムを使用する上で必要な施設に関する情報(料金体系、貸出時間割等)や施設の種類、使用目的の種類、減免の種類等についてシステムに登録する。
3	動作確認、運用テスト	システムを利用する機器上でシステムが問題なく動作することを確認する。本市が動作確認や検証、練習等をした際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行う。
4	本番運用支援	システム公開当初、現場に混乱が発生しないよう運用支援を行う。システム稼働開始までに動作確認と併せて、受け付けた予約情報を本市にて入力できるようにする。

10 運用及び保守要件

- (1) 本仕様書の8(3)から8(5)に記載したシステムについては24時間365日稼働すること。なお、事前に周知した上で、メンテナンス等のために一時的にサービスを停止することは許容する。ただし、平常時の日中時間帯(オンライン利用予約システムは9時から21時まで、遠隔鍵管理システムは6時から22時まで)はサービスを提供できること。
- (2) 利用者登録画面及びログイン画面においては TLS 暗号化通信を行い、システム上の機密情報(ID・パスワード等)を含め暗号化した運用を行うこと。
- (3) 本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、システムのサービス提供終了日までに、本市が継続して予約業務を行えるよう必要な措置を講じ、新規システム提供事業者に移行する作業の支援を行うこと。

1 1 導入時の職員研修、利用者説明会への支援

オンライン利用予約システムの機能を理解し操作方法等を習得するため、稼働開始前に、システムを利用する職員等に対し、操作マニュアルを用いて操作研修を実施すること。その際、事前準備や講師等は受託者が行い、研修場所の提供は本市が行うこととする。また、本市が利用者向けに予約システム等の導入に関する説明会を開催する場合は、説明の補助等の支援を行うこと。

1 2 その他

(1) 納品書類

マニュアル等の納品書類は以下のとおりとする。紙媒体及び電子媒体で必要部数納品すること。

- ① 管理者向け操作説明書 1部
- ② 利用者向け操作説明書 1部
- ③ 機能仕様書 1部

(2) 支払

支払については、請求書による一括払とし、受託者の業務完了報告に基づいて検査を実施し、その検査に合格した後、受託者が提出する請求書により、契約金額を支う。

(3) 個人情報の取扱いにおける遵守事項

ア 個人情報の使用及び管理

収集した個人情報の使用の管理は、厳重かつ適正に行うこと。なお、本業務を適正に遂行するために、臨時職員の雇用又は業務の再委託を実施する場合は、本市へ書面にて報告し承諾を得るとともに、臨時職員及び再委託先に対しても、個人情報の適正な使用及び管理が行われるよう監督するものとする。

イ 個人情報の記録の複写及び複製の禁止

収集した個人情報を含むすべての記録については、システム障害時の復旧用を除き、いかなる形態でも複写及び複製してはならない。

ウ 個人情報の委託目的以外の使用及び第三者への提供の禁止

収集した個人情報については、本業務の遂行以外には利用してはならない。また、本業務の遂行に関係のない第三者に対して提供してはならない。

エ 個人情報の記録の適正な使用、保管及び搬送

収集した個人情報の使用、保管及び搬送にあたっては、善良な管理者としての注意義務に従い、細心の注意を払って行わなければならない。

オ 収集した個人情報の移転

収集した個人情報は、本市が指定する方法により、廃棄しなければならない。

カ 事故発生時の報告及び対応

万一、収集した個人情報の漏洩や流出、使用目的以外の利用が認められた場合は、速やかに本市へ文書で報告するとともに、その後の措置は、本市の指示に従わなければならない。また、受託者の責に起因する事故により、第三者から本市が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額は、受託者が負担しなければならない。

(4) 情報提供

本市がオンライン利用予約システム等に関して、情報提供を求めた場合はこれに応じるこ

と。ただし、その情報が受託者の不利益になる場合は本市と受託者が協議する。

別表

番号	学校名	所在地
1	米子市立啓成小学校	米子市博労町四丁目 290 番地
2	米子市立明道小学校	米子市陽田町 74 番地 2
3	米子市立就将小学校	米子市愛宕町 94 番地
4	米子市立義方小学校	米子市義方町 9 番 20 号
5	米子市立住吉小学校	米子市旗ヶ崎五丁目 17 番 1 号
6	米子市立車尾小学校	米子市車尾二丁目 27 番 1 号
7	米子市立加茂小学校	米子市両三柳 4610 番地
8	米子市立河崎小学校	米子市河崎 2677 番地
9	米子市立福生東小学校	米子市皆生五丁目 18 番 32 号
10	米子市立福生西小学校	米子市上福原五丁目 4 番 1 号
11	米子市立福米東小学校	米子市東福原五丁目 7 番 1 号
12	米子市立福米西小学校	米子市西福原八丁目 16 番 62 号
13	米子市立彦名小学校	米子市彦名町 4500 番地 2
14	米子市立弓ヶ浜小学校	米子市富益町 1194 番地
15	米子市立崎津小学校	米子市大崎 3244 番地
16	米子市立大篠津小学校	米子市大篠津町 190 番地
17	米子市立和田小学校	米子市和田町 3271 番地
18	米子市立五千石小学校	米子市諏訪 1695 番地
19	米子市立尚徳小学校	米子市榎原 1897 番地
20	米子市立成実小学校	米子市奈喜良 81 番地
21	米子市立箕蚊屋小学校	米子市下新印 204 番地 2
22	米子市立伯仙小学校	米子市尾高 418 番地 1
23	米子市立淀江小学校	米子市淀江町西原 244 番地 2
24	米子市立東山中学校	米子市車尾 617 番地
25	米子市立湊山中学校	米子市愛宕町 84 番地
26	米子市立後藤ヶ丘中学校	米子市上後藤一丁目 1 番 1 号
27	米子市立加茂中学校	米子市両三柳 3883 番地
28	米子市立福生中学校	米子市上福原 20 番地
29	米子市立福米中学校	米子市新開五丁目 9 番 1 号
30	米子市立弓ヶ浜中学校	米子市富益町 2070 番地

31	米子市立美保中学校	米子市大篠津町 3657 番地 1
32	米子市立尚徳中学校	米子市日原 146 番地
33	米子市立淀江中学校	米子市淀江町西原 660 番地
34	米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校	米子市下新印 196 番地 4